

2009年(平成21年) 5月13日

株式会社ベストプライダル 御中  
(御担当 管理部法務部 庄田 亮介 様)

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

(本件の連絡先

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東入

アーバネックス御池ビル東館6階

御池総合法律事務所

弁護士野々山宏)

ご 連 絡

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

1. 貴社からの、機密保持等契約書案を受領いたしました。

内容を検討いたしました。あまりに一方的な内容であり、到底承服することはできません。当NPO法人は、不特定かつ多数の消費者の権利の擁護を図ることを目的とし、消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体として、京都府内を主な活動エリアとし、様々な消費者契約に存在する不当な勧誘行為や不当契約条項の是正をはかり、公正な消費者取引の実現のために活動しているものです。その一環として、結婚式・披露宴会場利用に関する契約書の適正化に取り組み、これを消費者に還元することを目指していますが、貴社から提案された機密保持等契約書案の内容では、貴社との協議を消費者に還元することが全く不可能です。

特に、第2条の「開示目的」条項は、全ての事項について、その公表ができないことが「開示目的」や「使用目的」とされています。かかる内容を「開示目的」条項とする機密保持等契約を提案されることに、当方としては驚きを禁じ得ませんし、実質的には、貴社は、当NPO法人との協議を拒否しているとしか判断で

きないところです。当NPO法人は、貴社提案の機密保持等契約書案の内容を同意することはできません。

2、つきましては、当NPO法人としては、改めて、機密保持等契約を締結することなく、より適正な、また、事業環境にも適合した約款の契約内容を目指した協議を行うことを提案するものです。

また、改定されたと推察される貴社の結婚式・披露宴会場利用に関する契約約款の開示と送付を求めるものです。

3、貴社の真摯な対応を期待するところですが、貴社の対応の経過については、貴社が上記の一方的機密保持契約の締結を当方に要求した事実を含め、これまで検討してきた約款内容に関する意見等とあわせて、公表することを検討させていただくことをあらかじめ申し上げます。

第2項の提案に対してのご回答を、2009年5月29日までに送付いただくようお願いするものです。

以上